

改正後

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1. ～ 3. [略]	[略]
4. 登山用ロープ	1 [略] 2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力が、技術上の基準の欄の4（2）の表示のあるものにあつては7, 845. 3ニュートン以下、その他のものにあつては11, 768. 3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。 3・4 [略]
5. ・ 6. [略]	[略]
7. 石油給湯機	1～7 [略] <u>8 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</u> <u>9 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</u> 10 [略]

改正前

別表第1（第3条、第5条、第14条第1項関係）

特定製品の区分	技術上の基準
1. ～ 3. [略]	[略]
4. 登山用ロープ	1 [略] 2 落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの <u>衝撃応力</u> が、技術上の基準の欄の4（2）の表示のあるものにあつては7, 845. 3ニュートン以下、その他のものにあつては11, 768. 3ニュートン以下であり、2回目にはロープが切断しないこと。 3・4 [略]
5. ・ 6. [略]	[略]
7. 石油給湯機	1～7 [略] [新設] [新設] 8 [略]

8. 石油ふろが ま	<p>1～5 [略]</p> <p><u>6 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</u></p> <p><u>7 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>8 [略]</p>	8. 石油ふろが ま	<p>1～5 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>6 [略]</p>
9. 石油ストーブ	<p>1～11 [略]</p> <p><u>12 自然通気形のものにあつては、遠隔操作（器体スイッチ又はコントローラーによる操作を除く。）を行うことができないものであること。</u></p> <p><u>13 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ及びコントローラーの操作以外の方法によつて点火できないものであること。ただし、遠隔操作による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。</u></p> <p>14 [略]</p>	9. 石油ストーブ	<p>1～11 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>12 [略]</p>
10. [略]	[略]	10. [略]	[略]
備考 表中の [] の記載は省略である。			